

地方の社会資本整備 PT 活動方針

○社会資本整備に係る状況と検討課題

- 新政権発足後、ダム事業について次の段階に入らない、高速道路 4 車線化のための補正予算の執行停止など、相次いで公共事業を凍結
- 平成 22 年度予算の概算要求においては、公共事業関係費全体で▲ 14%、うち道路事業では実質▲ 20%など、大幅減の見通し
- 安全・安心を守り、社会・経済の発展を図る上で必要とされる重要な事業についても完成の見通しが立たなくなることを危惧
- 限られた予算で必要な社会資本整備を効率的に進めていく上で、一層の「選択と集中」が必要であり、事業の「選択」は、地域の実情を的確に反映して行われるべき

本 PT では、上記の状況を踏まえ、地方における効率的・効果的な社会資本整備を目的として、政府の政策立案の状況を踏まえつつ、以下のテーマを中心に提言・提案を行う。

○PTにおける活動の主題

1. 地方における社会資本整備の必要性について

①我が国の社会資本の現状分析

- 交通機能・治水などに関する都市・地方の対比や国際比較

②「地域主権」に向けて最低限必要な社会資本の整備水準に関する提言

- 地方における社会資本整備の意義
- 地域間の競争条件を整える観点から必要とされる整備水準の検討
- 既存施設の有効活用やコスト縮減の観点も踏まえた整備手法の検討

なお、これらの議論においては、適宜、空港・港湾・鉄道（整備新幹線含む）などを含む総合的な社会資本整備にも言及

2. 事業の必要性・優先度を評価・判断する仕組みのあり方について

①道路事業の評価制度に関する提言

- 事業の効果や費用について、地方の実情を的確に反映する評価基準を導入すること（B/C評価の考え方の見直し・補完 等）
- 国幹会議の後継を含めた評価組織と評価プロセスのあり方（関係地方自治体・住民等の関与、評価の客観性・透明性の確保・向上 等）

②ダム事業の仕分けに関する提言

- 政府による意思決定の過程及び根拠を透明化すること
- 地域の実情や意見を的確に反映して判断すること
- 凍結事業の再検討や中止事業に対する事後措置について

3. 重要な事業の早期供用に向けた取り組み

①直轄事業に関する地方との協議について、以下のことを提言

- 重要な事業については、完成目標年度など中期的な見通しを明らかにすること
- 関係自治体と意見交換を行い、予算配分に反映すること
- 整備が遅れている地域の直轄事業推進への配慮

②地方の社会資本整備財源の確保に向け、以下のことを提言

- 国・地方合わせて、地方の社会資本整備に必要な財源の確保
- 地域活力基盤創造交付金の充実・確保

4. 国との意見交換の実施

- P Tの議論の進捗に合わせ、国交省（政務三役）等との意見交換の場を設定

○検討スケジュールについて

- 事業評価制度等については、ワーキング・グループを設置して具体的に検討
- 12月中旬までの政府予算原案発表までに公共事業に関する新たな方針が示された場合には、P T長コメントを発出
- 政府予算原案に対しては必要なP T長コメントを発出
- 来年度以降の事業評価や予算配分など、公共事業の制度的枠組みの改善に向けて、より具体的な提言を行うべく年度内を目処に議論を継続

地方の意見を踏まえた社会資本の整備を求める

先月26日に行われた鳩山総理大臣の所信表明演説では、「戦後行政の大掃除」を謳い、税金の使い途と予算編成の在り方を徹底的に見直すという決意が示された。

国に先んじて行財政改革を断行してきた我々地方自治体としても、その姿勢を大いに支持するところである。

また、大規模な公共事業について、国民にとって本当に必要なものかどうかをもう一度見極めることからやり直すという姿勢についても、基本的には異を唱えるものではない。

しかしながら、平成22年度予算の概算要求で社会資本整備予算の大幅な削減が示されていることもあり、「国民のいのちと生活を守る」ための基盤となる、地方にとって真に必要な社会資本整備まで目途が立たなくなるのではないかと懸念している。

全国知事会は、政府が以下の点について平成22年度予算編成において最大限配慮するとともに、今後の社会資本整備の推進に当たって常に念頭に置かれることを強く求めるものである。

1. 執行停止となった事業について

平成21年度中には新たな段階に入らないとされた国直轄のダム事業や、補正予算の執行が停止された高速道路の4車線化などの事業については、「中止」ではなく、改めて必要性が検証されるものと理解している。

その際には、関係自治体及び住民の意向も十分踏まえた上で、必要性を判断していただきたい。

2. 必要な道路事業の推進について

概算要求に当たっては、原則として道路の新規事業を行わず、箇所数を2割程度削減する方針が示されている。「選択と集中」により事業を効率化する考えは理解できるが、鳩山総理が所信表明演説で明言されたように、「活力に満ちた地域社会を作るため、国が果たすべき役割は率先して果たす」という観点から、地方の声を聞く場を設け、地域の実情を個別具体的に検討した上で、緊急性・重要性が認められる事業については、この方針に拘らず是非着手していただきたい。また、高速道路については、個々の区間単位を新規箇所として扱うのではなく、路線全体をひとつの事業単位として考えていただきたい。

道路整備予算と地域活力基盤創造交付金（活力交付金）については、平成22年度概算要求においていずれも大幅減の要求となっており、道路網の整備に停滞や遅れが生じるのではないかと強く懸念される。特に、直轄事業を中心に進められている幹線道路網の整備については依然として地域間格差が大きく、整備の必要性が高いことから、国全体のネットワークとして機能するよう着実な事業の進捗を図られたい。

活力交付金は、道路のほか関連する社会資本整備やソフト事業にも活用できる有用な財源となっていることから、政府予算案の編成に当たっては、十分な予算額の確保に努めていただきたい。

3. ダム事業の見直しについて

ダム建設事業の進め方に関する基本的な方針について、「政府予算案の提出時までに明らかにする」とされているが、整備の要否や進め方については、国が一方的に決めるのではなく、整備効果や費用のみならず、これまでの事業進捗や経緯を踏まえ、治水・利水の代替方策や水没予定地域の生活再建策、地方負担金の扱いなどを明らかにし、地域住民や関係自治体の理解を得た上で判断されるべきである。そのため、今後のダム事業に関する基本方針については、地方の意見を尊重して検討を進めていただきたい。

4. 事業評価の考え方について

社会資本整備の要否を判断する基準となる事業評価の仕組みについて、十分な客観性・透明性を確保しつつ、地域の実情を反映できるよう、必要な見直しを進めていただきたい。特に、道路事業については、都市部が有利となる交通量の大小のみで整備の必要性を判断するのではなく、救急医療、観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の確保、雪対策など、地域にもたらされる様々な効果について総合的に評価する仕組みを早期に導入するよう要請する。

5. 国と地方との協議について

国において、高速道路の原則無料化などの重要な制度変更を行おうとする場合には、必要な時間的余裕をもって具体的な情報を開示し、国と地方との協議の場において、十分な議論を行い、地方の意見を反映していただきたい。

平成21年11月10日

全国知事会 地方の社会資本整備プロジェクトチーム長
大分県知事 広瀬 勝貞